



# 武蔵村山市 第五次長期総合計画 概要版

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月  
武蔵村山市



# 目次

<b>第1編 基本構想</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の概要 .....	1
第2章 計画の背景と課題 .....	2
第3章 まちづくりの目標 .....	7
<b>第2編 前期基本計画</b> .....	<b>12</b>
<b>序章 施策の体系</b> .....	<b>12</b>
<b>第1章 市民との協働による地域振興</b> .....	<b>14</b>
第1節 コミュニティ	
第2節 パートナーシップ	
<b>第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり</b> .....	<b>15</b>
第1節 健康・医療	
第2節 福祉	
第3節 暮らし	
<b>第3章 安全で快適なまちづくり</b> .....	<b>19</b>
第1節 安全・安心	
第2節 都市基盤	
第3節 地域交通	
<b>第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり</b> .....	<b>22</b>
第1節 人権	
第2節 教育	
第3節 文化	
<b>第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり</b> .....	<b>25</b>
第1節 産業	
第2節 景観	
第3節 環境	
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>28</b>
第1節 行政運営	
第2節 財政運営	
第3節 広域行政	
<b>第7章 国土強靱化地域計画</b> .....	<b>29</b>
第1節 国土強靱化地域計画	

# 第1編 基本構想

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

本市は「第四次長期総合計画（前期基本計画）」を平成23年3月に、「後期基本計画」を平成28年3月に策定し、将来都市像に掲げた「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。

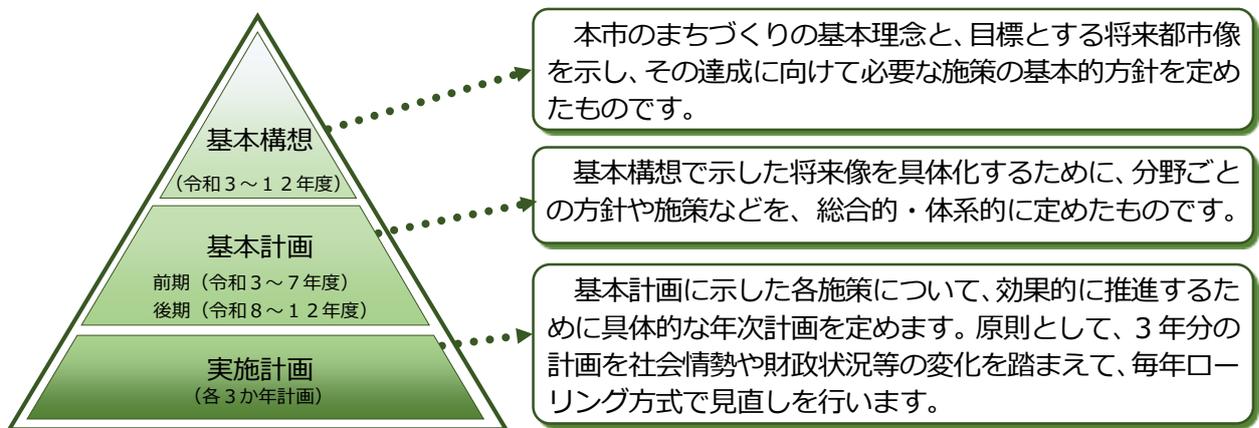
この間、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、新型コロナウイルス感染症への対応など、地域や行政が抱える課題は多岐にわたり、地方自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

このような情勢を踏まえ、社会潮流の変化や複雑化・多様化する課題に的確に対応し、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、今後10年間における行政運営の目標と基本的な方針、主要施策等を明らかにした「武蔵村山市第五次長期総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

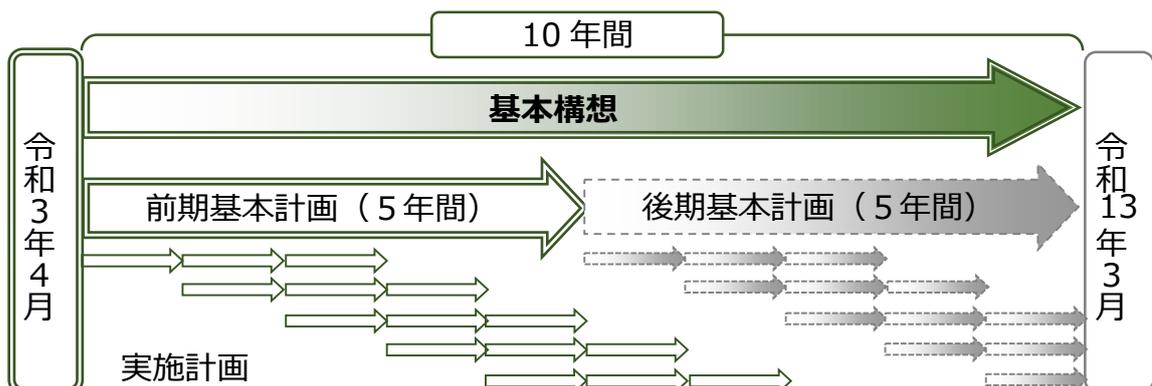
なお、本計画から「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化地域計画」を「基本計画」に内包して策定しています。

### 第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。



計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。「基本計画」については、令和7年度までの5年間を前期とし、令和8年度からの5年間を後期とします。「実施計画」は具体的な3年分の計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行います。



## 第2章 計画の背景と課題

### 第1節 本市の概況

#### 1 位置・地勢

本市は、新宿副都心から約 30km 西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人を訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の 2 本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。

図 武蔵村山市の位置



#### 2 市の沿革

武蔵野台地の西側に位置する狭山丘陵の周辺は、古くから村山郷と呼ばれており、地名の起りは、狭山丘陵の峰々を指した「群山（むれやま）」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党の一つである武士団「村山党」がこの地に生まれ、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、「村山」の名が文献に刻まれました。

江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の 4 村が成立し、以後、幾多の変遷を経て各村は合併し、大正 6 年に一つの村となり、村山郷にちなんで「村山村」となりました。

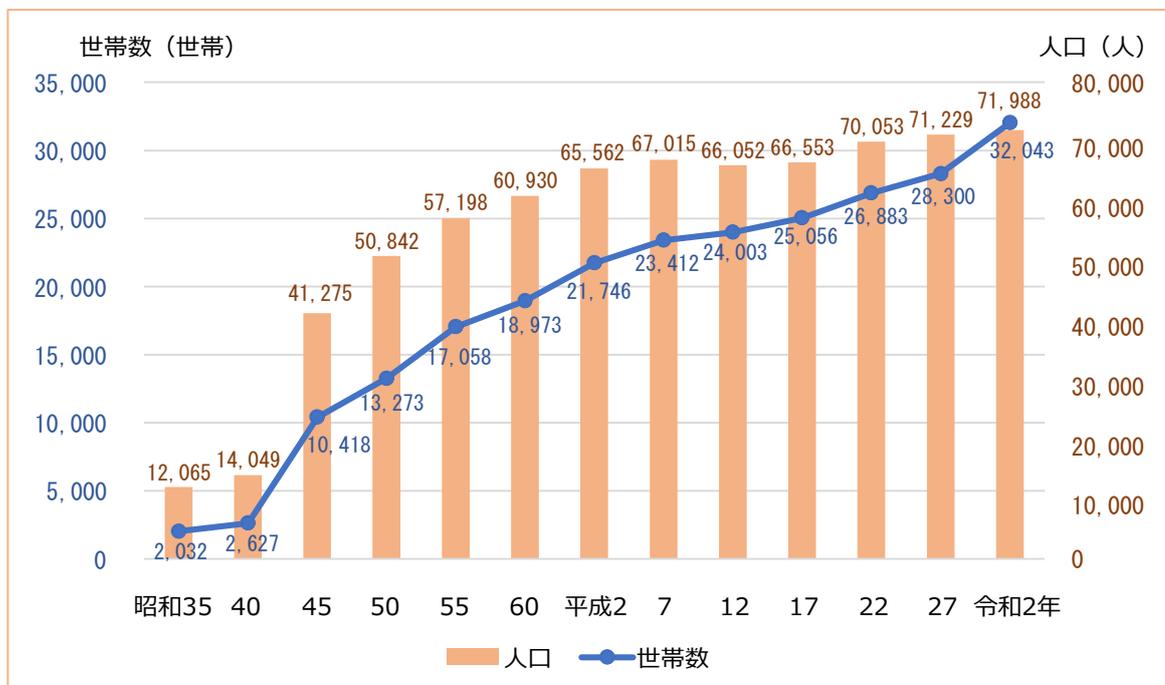
その後、昭和 29 年に町制を施行し「村山町」となりました。

さらに、都内最大の都営村山団地の建設等により人口が急増し、この人口増加に伴って、昭和 45 年 11 月 3 日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

### 3 人口

本市の人口は、昭和 40～45 年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成 14 年頃から再び増加傾向に転じており、令和 2 年 10 月 1 日現在の総人口は 71,988 人で、世帯数は 32,043 世帯となっています。

図 総人口・世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)



出典：平成 27 年までは国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳

## 第2節 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題

第四次長期総合計画の期間中にも少子高齢化の急速な進行や情報通信をはじめとした技術革新、国連サミットでのSDGs(\*1)の採択、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたグローバル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大など、社会潮流は大きく変化してきました。

今後のまちづくりに当たっては、市民や事業者等との協働や、限られた財源の有効活用に努め、様々な変化に柔軟に対応するとともに、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通の再編をはじめとして、少子・高齢化への対応、新型感染症に対する新しい日常や生活様式の実現、豊かな自然環境の保全などに的確に取り組む必要があります。

これまでのまちづくりの現状や社会潮流を踏まえ、今後の10年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たって取り組むべき新たな課題は、次のとおりです。

### 1 本格的な人口減少と少子高齢社会の到来

今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和35年には1億人を割り込むと予測されています。

さらに、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減り続け、令和17年には平成27年と比較してそれぞれ349万人(約27%)減、1,234万人(約16%)減と大きく減少する一方、老年人口(65歳以上)のうち、75歳以上の人口が627万人(約138%)増で、約1.4倍に増加すると予測されています。

本市においても、老年人口は増加を続けており、少子高齢化への対策は喫緊の課題となっています。

このような状況に対応するために、高齢者が安心して生活できるとともに、若者が子どもを産み育て、ずっと住み続けたいと思える環境づくりが大切です。

そのためには、福祉や子育て、教育、災害発生時などの様々な場面で、誰もが活躍し、市民同士が支えあうことができる地域共生社会の実現に向けたまちづくりが必要です。

### 2 持続可能な環境づくりに向けた自然と都市の共存

地球環境を守り次の世代につなげていくためにも、再生可能エネルギー等の利用促進や徹底した省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

狭山丘陵をはじめとした、本市が持つ豊かな自然は、かけがえのない財産です。私たちの豊かな暮らしのためのみならず、次の世代のためにも、市民一人一人が、この財産を守るという意識を持って、大切に保全していくことが必要です。

また、近年各地で大きな被害が発生している、地震や台風をはじめとした自然災害に強いまちづくりのために、「国土強靱化地域計画」の策定及び推進が求められています。

一方で、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通ネットワークの再編は、快適な生活の実現には不可欠であり、将来都市構造に定める《都市核》と《都市軸》を中心として、都心近郊にふさわしい都市機能の充実が求められています。

豊かな自然環境と、便利で安全・安心に暮らすことができる都市環境が調和したまちづくりを展開し、将来にわたって住み続けたいと思える、持続可能な環境づくりが必要です。

(\*1)SDGs(Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標 (詳細は6ページ参照)

### 3 地域資源をいかした産業等の振興

近年は、SNS(\*2)等の情報発信手段の増加に伴い、自治体がそれぞれの特色を前面に打ち出し、他の地域との差別化を図った産業や観光の振興が重要性を増しています。

狭山丘陵の豊かな自然や村山温泉「かたくりの湯」、都市近郊の立地をいかした都市型農業、市民祭りである「村山デエダラまつり」をはじめとした市民との協働によるイベント、独自性のある地域ブランドなどは、本市が誇る重要な地域資源です。

これらの貴重な地域資源を大切に守っていくとともに、地域全体でその重要性を再認識し、活性化を図るとともに、令和2年に設立した武蔵村山観光まちづくり協会と連携し、武蔵村山らしさをいかした個性のあるまちづくりを促進する必要があります。

### 4 高度情報化社会とグローバル化の進展

政府により目指すべき未来社会として Society5.0(\*3)が提唱され、IoT(\*4)や AI(\*5)、RPA(\*6)などを活用した技術は今後ますます発展していくことが予想され、医療、介護、防災等の様々な分野での活用が期待されています。これらの技術は、行財政運営へ効果的に導入することで、事業の効率化等による市民サービスの向上が期待できることから、積極的な活用が求められています。

また、情報技術の発展により、人や物資、情報等の国境を越えた交流が進み、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は見られるものの、訪日外国人観光客や外国人労働者は増加傾向にあり、グローバル化への対応が求められています。

本市においても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定に伴い、モンゴル国のホストタウンとして登録され、新たな国際交流が始まりました。

このことから、文化や生活の違いに対する理解を促進し、多文化共生社会(\*7)へ対応するための国際的な視点を持ったまちづくりが必要です。

### 5 価値観やライフスタイルの変化

時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、一人一人の自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

その中で、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが地域とのつながりを持ち、互いに助け合う社会の実現に向けた取組が重要性を増しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新しい日常や生活様式の実践が求められており、今後の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

一方、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などにより、スポーツへの関心も高まっており、スポーツを通じた健康・体力づくりに誰もが気軽に取り組める環境の充実も求められています。

また、性別、人種、宗教、年齢などにかかわらず、人の多様性を認め合う視点を持った取組が求められており、企業の雇用や地域コミュニティでの活動等において、様々な人が共生し、自分らしさを発揮しながら暮らすことができる社会づくりを進める必要があります。

(\*2) SNS(Social Networking Service) : インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービス

(\*3) Society5.0 : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(\*4) IoT(Internet of Things) : コンピューターやスマートフォンに限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること

(\*5) AI(Artificial Intelligence) : 人工的に作られた、人間のような知能

(\*6) RPA(Robotic Process Automation) : 人が行っていたデータの入力などを、人が実行するのと同じように自動的に入力する仕組み

(\*7) 多文化共生社会 : 国籍や民族等が異なる人々が、文化的な違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会

## 6 厳しさを増す行財政運営

本市の経常収支比率は90%以上で推移しており、今後も少子高齢化の進展による社会保障に係る扶助費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る費用負担増などが予測されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹をなす市税収入を中心とした一般財源の減少が懸念され、極めて厳しい財政環境となることが想定されます。

この厳しい市の財政見通しに対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するためには、歳入の確保に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出の削減等に努め、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう取り組むことが求められます。あわせて、審議会などの附属機関等への市民参画機会の充実を図るなど、市民のニーズを適切に把握し、効率的な市政運営を推進する必要があります。

## 7 SDGsの達成に向けた取組

地球環境や経済活動等の様々な事項に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成27年9月に、国連総会においてSDGsが全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

市では、SDGsについての地域における協力を目的として、公益社団法人立川青年会議所と「地域へのSDGsの推進に関する協定」を締結しました。

今後は、SDGsの達成に向けて各施策に取り組んでいく必要があります。

### (\*1)SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)とは



SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、**誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現**に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改定版(令和元年12月20日)において、国が目指すビジョンとして「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳をもって生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない2030年の社会を目指す。」が掲げられ、日本が特に注力すべきものとして8つの優先課題が提示されています。

また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画へのSDGsの要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を活用した持続可能な社会の形成などが示されています。

武蔵村山市SDGsホームページ

<https://city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1012429.html>

スマートフォンからは、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



「SDGs実施指針改定版」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定 令和元年12月20日改定)から一部抜粋

## 第3章 まちづくりの目標

### 第1節 まちづくりの理念

#### 1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり

地域の課題が山積し複雑化する中で、市民や事業者等と市が一体となって様々な課題に対応していくことが大切です。

また、地域と学校、家庭が協力して将来を担う子どもたちを育てるとともに、互いに助け合える環境を維持・形成するなど、誰もが健康で元気に活躍できるよう、みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくりを目指します。

#### 2 安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり

本市の貴重な資源である狭山丘陵をはじめとする自然環境を保全しつつ、多摩都市モノレールの延伸にあわせた公共交通ネットワークの再編と、自然災害に強い都市基盤づくりによる都市機能の充実などにより、良好な住環境と都心近郊の生活利便性が共存する、安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

#### 3 地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり

本市が持つ歴史や文化、都市型農業等の産業や、豊かな自然といった地域の特性を守り、将来にわたっていかしていくために、市民や地域の主体的な活動などを促進・支援し、個性あふれる魅力的なまちづくりを目指します。

#### 4 計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響や、公共施設等の維持・更新などによって更に厳しくなることが予想される市の財政状況に対して、財源の効率的な運用及び各種事業の計画的な推進に努めるとともに、公共施設等の最適な配置等を図り、地域社会の実情に合った持続可能で効率的なまちづくりを進めます。

### 第2節 将来都市像

「第四次長期総合計画」では、「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を将来都市像に掲げ、狭山丘陵をはじめとした豊かな緑と人が共存する、みんなが夢を広げ、支え合うやさしいまちを目指して、各種施策に取り組んできました。

本計画では、「第四次長期総合計画」の将来都市像を踏まえ、これからのまちづくりを展開していくに当たって、本市が目指す新たな将来都市像を、次のとおり決めました。

**人と人との絆をつむぐ**

**誰もが活躍できるまち**

**むさしむらやま**

#### 【全体イメージ】

みんなが手を取り互いに支えあい、それぞれの違いを理解し尊重することで、全ての人が幅広く自分の能力を発揮し、主役となれる、にぎやかで明るいまちを表現しています。

### 第3節 人口フレーム

本計画で定める各種施策を計画的に展開していくために、以下のとおり人口推計を行いました。  
なお、人口の推計に当たっては、住民基本台帳による人口について、平成27年から30年までの各年4月1日を基準に、性別・年齢別・地区別で、**コーホート法(\*8)**により人口推計を行ったトレンド推計に加え、以下の3つの人口増加に向けた取組とその設定を、それぞれ実現した場合及び3つの取組を全て実現した場合について算出しています。

#### 取組① 出生率の向上・出生者数の増加

出生率の向上を図る施策に取り組み、令和22年には合計特殊出生率を 1.70 に引き上げ、その後も維持する。

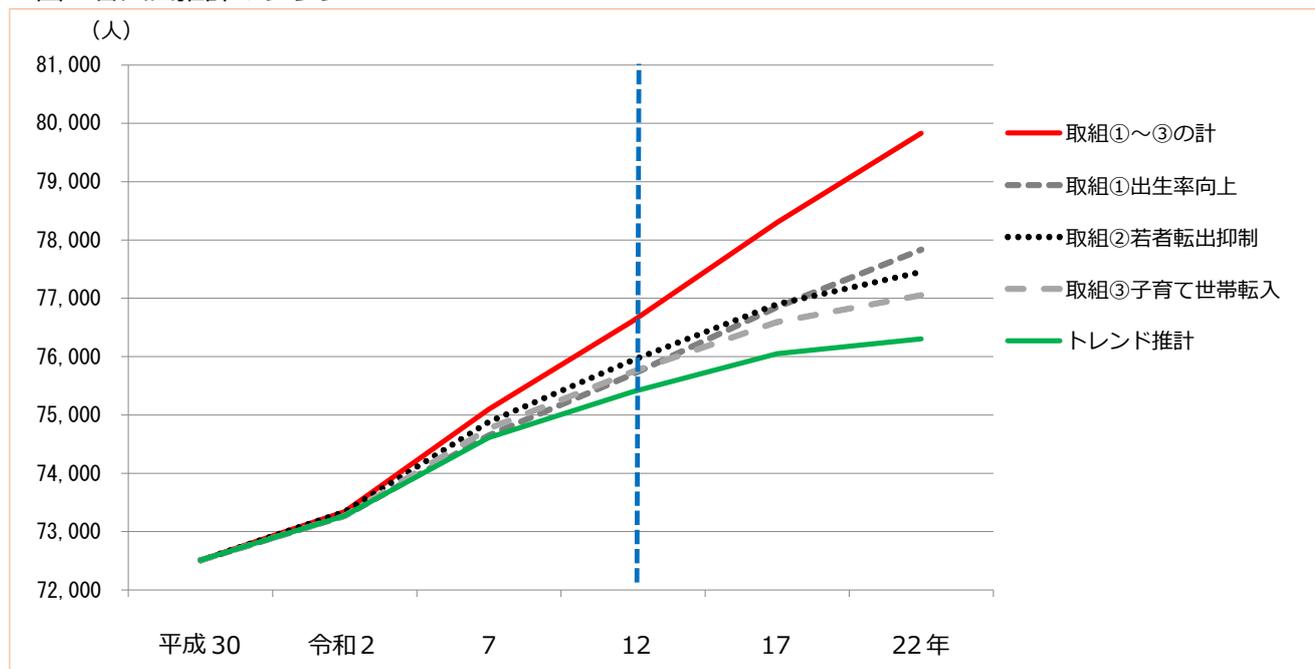
#### 取組② 若者の転出の抑制

多摩都市モノレールの延伸等による利便性の向上（延伸への期待を含む。）により、20歳代前半の各年齢の転出超過について、早期に解消する。

#### 取組③ 子育て世帯の転入の促進

令和3年以降、子育て世帯（夫32歳、妻30歳、子2歳の3人家族を想定）が現在よりも毎年10世帯ずつ多く転入する。

図 各人口推計のグラフ



人口フレームの設定に当たっては、計画終期である令和12年の人口推計における、3つの取組を全て実現した場合の推計値である76,612人を基に、次のように設定します。

**令和12年（2030年）**

**人口 約76,000人**

(\*8)コーホート法：同年（同期間）に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法

## 第4節 将来都市構造

将来都市像を実現するためには、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備及び計画的な土地利用の誘導を進めていく必要があります。

このため、都市機能の集積と環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特色をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的かつ効果的にまちづくりを進めていきます。

### 【 核 】

#### 《都市核》

多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が想定される、本町・榎地区の新青梅街道周辺から村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核と位置付け、本市の顔となる魅力あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能を集積します。

#### 《サブ核》

多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を東西のサブ核と位置付け、市民生活の拠点として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

#### 《みどりの核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などをみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実します。

#### 《憩いの核》

野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、交流施設や観光機能を充実します。

### 【 軸 】

#### 《都市軸》

新青梅街道とその沿道空間を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。

また、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりや厚みをもったうるおいある沿道市街地を形成します。

#### 《みどりの軸》

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ主要幹線道路沿道、残堀川のほか、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車歩行者道）、残堀川自転車道、空堀川沿道などをみどりの軸と位置付けます。

#### 《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水とみどりのネットワークを形成します。

### 【 ゾーン 】

#### 《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

#### 《沿道市街地ゾーン》

新青梅街道沿道では、新青梅街道沿道地区まちづくり計画に基づき、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業・業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地を形成します。

また、多摩都市モノレールの延伸とそれに伴う新駅の設置を見据えた沿道まちづくりを推進します。

### 《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業・業務、住宅、行政サービス、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地を形成します。

### 《複合市街地ゾーン》

残堀・伊奈平地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を併せ持つ市街地環境を形成します。

### 《自然景観形成ゾーン》

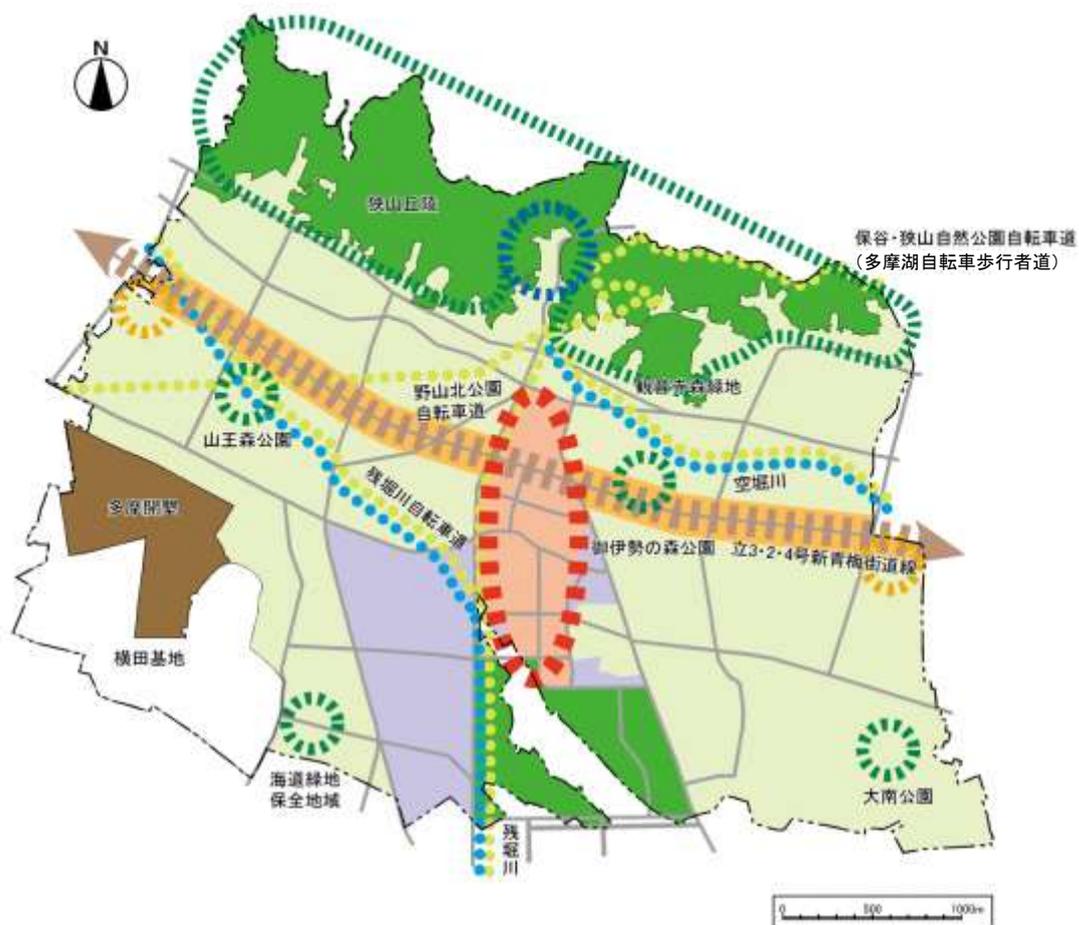
狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。

村山工場跡地南地区のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。

### 《大規模農地ゾーン》

多摩開墾のゾーンは、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。

図 将来都市構造



凡例

【核】	【ゾーン】
都市核	住宅系市街地ゾーン
サブ核	沿道市街地ゾーン
みどりの核	中心市街地ゾーン
憩いの核	複合市街地ゾーン
【軸】	自然景観形成ゾーン
都市軸	大規模農地ゾーン
みどりの軸	【道路】
水の軸	まちの骨格となる道路 (主要幹線道路、幹線道路、 補助幹線道路)

<令和2年度多摩都市モノレールフォトコンテスト入賞作品の一部>



## 第2編 前期基本計画

### 序章 施策の体系

基本構想で定めた将来都市像の実現のため、前期基本計画では施策の体系を次のとおり定め、各分野における施策に取り組みます。

#### 将来都市像

人と人との絆をつむぐ

誰もが活躍できるまち

むすこむらやま

#### 市民協働編

##### 第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

第2節 パートナーシップ

#### まちづくり編

##### 第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

第2節 福祉

第3節 暮らし

##### 第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

第2節 都市基盤

第3節 地域交通

##### 第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

第2節 教育

第3節 文化

##### 第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

第1節 産業

第2節 景観

第3節 環境

#### 計画推進編

##### 第6章 計画の推進に向けて

# 第7章 国土強靱化地域計画

1 地域コミュニティ、2 交流

1 情報共有、2 市民参加と協働

1 健康づくり、2 医療・救急、3 社会保障制度

1 地域福祉、2 子ども・子育て支援、3 高齢者福祉、  
4 障害者福祉、5 生活支援

1 消費生活、2 雇用

1 災害対策、2 消防体制、3 交通安全、4 防犯対策

1 都市づくり、2 道路、3 住宅・宅地、4 下水道、  
5 廃棄物処理とリサイクル

1 モノレール推進、2 地域交通

1 人権・平和、2 男女共同参画

1 学校教育、2 生涯学習、3 スポーツ・レクリエーション

1 市民文化、2 伝統文化・文化財

1 農業、2 商・工業、3 観光

1 都市景観、2 水とみどりのネットワーク

1 自然環境、2 公園・緑地、3 地球温暖化対策、  
4 公害対策・環境美化

第1節 行政運営

第2節 財政運営

第3節 広域行政

# 第1章 市民との協働による地域振興

## 第1節 コミュニティ

### 1 地域コミュニティ

コミュニティ組織の活性化は地域の課題の解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や、市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

(1) コミュニティ活動の支援	①コミュニティ意識の醸成 ②自治会活動の支援 ③組織間の連携促進 ④地域コミュニティの活性化
(2) コミュニティ施設の整備・充実	①施設の整備助成の推進 ②施設の適正な管理

### 2 交流

市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めるとともに、市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

(1) 市民相互の交流の促進	①地域交流の促進 ②都市間交流の促進
(2) 国際交流の推進	①国際理解の推進 ②国際化に対応した環境整備

## 第2節 パートナーシップ

### 1 情報共有

市民、事業者と市が良きパートナーとして連携し、市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するための仕組みを整えます。

(1) 広報・広聴活動の充実	①広報活動の充実 ②広聴活動の充実
(2) 情報公開等の推進	①情報公開の推進 ②ICT(*9)等を活用した情報提供の推進

### 2 市民参加と協働

計画の策定や施策の評価などの様々な過程において市民の参加を図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

(1) 市民参加の機会の拡充	①審議会等への参加機会の拡充 ②意見公募手続制度の統一的な運用
(2) 市民と市の協働体制の整備	①協働体制の充実 ②市民協働によるイベントの開催 ③市民の発想をいかす市政運営
(3) 地域連携の推進	地域連携の推進

(\*9)ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）を指す。インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

# 第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

## 第1節 健康・医療

### 1 健康づくり

疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

(1) 保健事業の充実	①保健サービスの充実 ②献血事業の推進
(2) 健康づくり意識の高揚	健康づくり意識の高揚
(3) 健康づくり事業の充実	①健康相談の実施 ②市民ニーズに基づく健康教育
(4) 食育の推進	食育の推進
(5) 心の健康づくり	①上手な休養を取るための知識の普及啓発 ②相談体制の充実 ③自殺防止対策の取組

### 2 医療・救急

誰もが身近な地域で気軽に健康相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。

また、国や東京都と連携し、新型コロナウイルス等の新感染症に対する適切な対応に努めます。

(1) 地域医療体制の整備	①人材の育成 ②医療機関相互の連携強化 ③プライマリケア(*10)の推進
(2) 救急体制の充実	①搬送体制の充実 ②救急医療の推進
(3) 感染症予防対策の充実	①感染症予防対策の充実 ②新感染症対策 ③国立感染症研究所の安全な施設運営の要望

### 3 社会保障制度

国民健康保険制度については、レセプト(\*11)及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応した保健事業を実施することで、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課をすることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に取り組めます。

後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。

国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進に取り組み、制度の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

(1) 国民健康保険	①国民健康保険税の適正賦課 ②国民健康保険税収納率の向上 ③資格・給付の適正化 ④医療費の適正化 ⑤制度の充実要請 ⑥制度改正への対応
(2) 後期高齢者医療制度	①制度の周知 ②広域連合との適正な情報連携 ③健康診査の実施 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(3) 国民年金	①制度の普及啓発 ②相談業務の充実 ③未加入者の加入促進 ④保険料納付の促進 ⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用

(\*10)プライマリケア：病気の診察や治療だけでなく、応急処置や専門機関への紹介などが行われる、患者が最初に接する医療の段階

(\*11)レセプト：保険医療機関が1か月の診療行為をまとめた診療（調剤）報酬明細書

## 第2節 福祉

### 1 地域福祉

地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える人や、地域で孤立している人を支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

(1) 地域ぐるみの福祉の推進	①福祉の担い手の育成 ②民生・児童委員活動への支援 ③地域福祉活動の推進
(2) 相談体制の充実	①市民なやみごと相談窓口の運用 ②福祉総合相談窓口の活用 ③あらゆる暴力の被害者への支援等
(3) 権利擁護体制の推進	権利擁護体制の推進
(4) 福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進
(5) 支援のための制度の周知等	①成年後見制度の周知・運用 ②サービス評価制度の周知・促進

### 2 子ども・子育て支援

保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。

また、子ども・子育て支援センターを通じて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。

(1) 子育て家庭の支援	①子育て支援サービスの充実 ②情報提供及び相談体制の充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④経済的支援の充実 ⑤保育所等の運営、施設整備の充実 ⑥外国人世帯の支援
(2) 幼児教育の充実	①幼稚園教育の推進 ②私立幼稚園への支援 ③保護者の経済的負担軽減
(3) 家庭教育の充実	家庭教育の充実
(4) 子どもの居場所の確保	①児童館の充実 ②子ども食堂の推進 ③学童クラブの充実 ④新・放課後子ども総合プラン事業の推進
(5) ひとり親家庭等の支援	①子どもの権利擁護 ②ひとり親家庭の支援 ③生活困難を抱える家庭の支援
(6) 青少年の健全育成	①青少年活動の推進 ②社会環境の浄化 ③指導・相談・支援体制の充実

### 3 高齢者福祉

高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

(1) 介護保険サービスの充実	①介護保険事業の推進 ②高齢者福祉施設の整備 ③地域包括ケアシステムの体制整備 ④公正・迅速な介護認定
(2) 高齢者福祉サービスの充実	①生活の安定と居住環境等の整備 ②権利擁護の推進 ③介護予防・認知症対策の充実 ④敬老事業の推進
(3) 社会参加と就労促進	①社会参加の促進 ②老人クラブへの支援 ③シルバー人材センターとの連携

### 4 障害者福祉

障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

(1) 日常生活のための支援	①自立支援給付等の実施 ②日中活動の場の充実
(2) 自立した社会生活のための支援	①地域生活支援事業の実施 ②地域生活への移行促進 ③地域での居住の場の確保 ④権利擁護の推進
(3) 社会的適応能力の養成	児童発達支援事業所ちいさば教室の充実
(4) 社会参加と交流の促進	①就労支援の充実 ②生活環境の整備 ③交流の促進

### 5 生活支援

生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図り、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援が、必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。

(1) 生活保護の適正な実施	生活保護の適正な実施
(2) 生活保護費（医療扶助）の抑制	生活保護費（医療扶助）の抑制
(3) 相談体制の充実	相談体制の充実
(4) 自立支援の充実	①一般就労に向けた支援 ②就労準備支援
(5) 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進

## 第3節 暮らし

### 1 消費生活

市民が安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報提供や相談体制の充実、詐欺などの被害防止に向けた啓発等の取組を推進するとともに、多重債務等の消費に係る問題を抱えた方への支援に努めます。

(1) 相談・情報提供活動の充実	①消費者相談の充実 ②消費生活情報の収集・提供
(2) 消費者意識の啓発	①消費者団体の育成 ②ライフステージに応じた消費者教育の推進
(3) 多重債務者への支援	多重債務者への支援

### 2 雇用

一人一人の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充、就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進及び求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対しては安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

(1) 雇用の促進	雇用の促進
(2) 就労のための学習機会の充実	就労のための学習機会の充実
(3) 勤労者福祉の充実	①福利厚生の充実 ②派遣労働者やパート職等への支援



<児童館親子ひろば事業>



<お互いさまサロンでの体操の様子>

# 第3章 安全で快適なまちづくり

## 第1節 安全・安心

### 1 災害対策

地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

(1) 防災体制の充実・強化	①緊急連絡体制の強化 ②防災訓練の充実等 ③防災資器材・設備の充実 ④情報連絡体制の充実 ⑤災害時医療救護体制の充実 ⑥相互応援体制の確立 ⑦避難行動要支援者支援体制の確立 ⑧災害廃棄物処理体制の構築
(2) 防災まちづくりの推進	①ライフライン事業者との連携 ②避難道路の安全確保等 ③不燃化及び木造住宅耐震化の促進 ④避難場所・避難所の機能充実 ⑤浸水対策の推進 ⑥（仮称）防災食育センターの整備
(3) 防災意識の高揚	①自主防災組織の育成・強化 ②防災思想の普及 ③防災訓練の充実
(4) 治水事業の推進	治水事業の推進

### 2 消防体制

市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。

また、消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。

(1) 火災の未然防止	火災の未然防止
(2) 消防体制の充実	①常備消防の強化 ②非常備消防の充実 ③消防施設の整備・充実

### 3 交通安全

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

(1) 交通安全思想の普及啓発	交通安全思想の普及啓発
(2) 交通安全施設・環境の整備	①交通安全施設の整備・充実 ②交通規制等の強化 ③自転車利用環境の整備
(3) 被害者の救済	①交通災害共済制度の加入促進 ②交通事故相談の充実

## 4 防犯対策

警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

(1) 地域防犯活動の推進	①防犯活動団体への支援 ②防犯、環境浄化運動の推進
(2) 防犯環境の整備	防犯環境の整備

## 第2節 都市基盤

### 1 都市づくり

新青梅街道沿道については、にぎわいと活力のある、みどり豊かな広がりや厚みをもったうまいある沿道市街地の形成を図ります。

本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい都市機能を集積し、道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。

その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

なお、これらのまちづくりを推進するために、まちづくり条例を活用します。

(1) 新青梅街道沿道まちづくり	新青梅街道沿道まちづくり
(2) 都市核・サブ核の整備	①都市核（本町・榎地区）の計画的整備 ②サブ核（東部地区）の計画的整備 ③サブ核（西部地区）の計画的整備検討
(3) 地域のまちづくり	①協働のまちづくり ②横田基地の軍民共同使用推進
(4) 適正な土地利用の推進	①都市的土地利用の推進 ②自然的土地利用の保全・活用 ③土地利用の規制・誘導 ④公共用地の確保

### 2 道路

交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

(1) 幹線道路等の整備	①都市計画道路の整備 ②都道の整備促進 ③地区内幹線道路の整備 ④補助幹線道路の整備
(2) 生活道路の整備	生活道路の整備
(3) 道路環境の整備	①安全で快適な歩行・自転車空間の形成 ②適切な道路管理の推進

### 3 住宅・宅地

住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。

(1) 宅地の整備	①良好な住宅地の誘導 ②民間宅地開発の適切な誘導
(2) 公的住宅の整備	公的住宅の整備
(3) 住環境の整備	①良好な住環境の確保 ②高齢者や障害のある人の住まいの確保 ③建築物の不燃化・耐震化の誘導

## 4 下水道

公共下水道については、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率的かつ健全な維持管理を行います。

また、雨水排水施設については、近年集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きよの整備を計画的に進めます。

(1) 下水道整備の推進	①施設の整備 ②施設の維持管理 ③雨水対策の推進
(2) 経営の安定化	経営の安定化

## 5 廃棄物処理とリサイクル

市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

(1) ごみの減量とリサイクル	ごみの減量とリサイクル
(2) し尿の安定処理	し尿の安定処理

## 第3節 地域交通

### 1 モノレール推進

多摩都市モノレールについては、将来の需要創出につながるまちづくりも重要であることから、平成30年12月に東大和市及び瑞穂町と共同で策定した「モノレール沿線まちづくり構想」を踏まえたまちづくりを推進するとともに、導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備にあわせて、沿道まちづくりや土地区画整理事業を積極的に推進します。

また、延伸の早期実現に向け、市と市民が連携した促進活動を展開するほか、東京都等の関係機関への要望活動も行います。

(1) 多摩都市モノレール延伸の促進	多摩都市モノレール延伸の促進
--------------------	----------------

### 2 地域交通

バス交通等については、路線バスの充実を関係事業者に要請するとともに、市内循環バス（MMシャトル）及び乗合タクシー（むらタク）の効果的な運行に努めます。

(1) 地域交通の充実	①バス路線網等の確保・充実 ②市内循環バスの効果的な運行 ③バスの利用環境の整備 ④乗合タクシーの効果的な運行 ⑤自転車活用の総合的な推進
-------------	---

# 第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

## 第1節 人権

### 1 人権・平和

一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それを発揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

また、武蔵村山市非核平和都市宣言を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

(1) 人権意識の高揚	①人権意識の高揚 ②人権教育の推進
(2) 人権相談の充実	人権相談の充実
(3) 権利擁護機関との連携強化	権利擁護機関との連携強化
(4) 平和意識の醸成	平和意識の醸成

### 2 男女共同参画

誰もが性別や年齢、国籍等に捉われず自分らしくいきいきと暮らし、個性と能力を十分発揮でき、尊厳が保たれるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 男女平等意識の形成	男女平等意識の形成
(2) 男女共同参画の推進	男女共同参画の推進
(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり	女性の自立支援と働きやすい環境づくり
(4) 女性の健康と母性の保護	女性の健康と母性の保護

## 第2節 教育

### 1 学校教育

学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。

また、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第二次教育振興基本計画」が令和3年度に終期を迎えるため、次期の大綱及び基本計画を策定します。

校舎等の教育財産については、計画的な維持・管理に努め、安全性の向上に努めます。

(1) 教育環境の整備	①特色ある学校づくり ②小中一貫教育の推進 ③弾力的通学区制と学校選択制の展開 ④特別支援教育の推進 ⑤健康・安全教育の充実と安全確保の推進 ⑥学校給食の充実 ⑦キャリア教育・進路指導の推進 ⑧適応指導・教育相談の充実 ⑨教職員の資質向上
-------------	---

さらに、(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの整備を進め、学校給食を通じた食育を推進します。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学力向上策の推進</li> <li>②心の教育の充実</li> <li>③健康・体力の保持増進策の検討</li> <li>④国際理解教育の推進</li> <li>⑤情報教育の充実</li> <li>⑥環境教育の推進</li> <li>⑦体験学習の充実</li> <li>⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実</li> <li>⑨読書活動の推進</li> </ul>
(3) 教育施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校施設・設備の整備</li> <li>②教育センター活動の推進</li> <li>③教育機器・教材の充実</li> </ul>

## 2 生涯学習

市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

(1) 学習情報・学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学習プログラムの拡充</li> <li>②学習グループ・団体に対する支援</li> <li>③公共施設予約システムの運用</li> <li>④子ども読書活動等の推進</li> </ul>
(2) 推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生涯学習の推進</li> <li>②指導者の育成と人材の活用</li> </ul>
(3) 生涯学習施設・設備の整備	生涯学習施設・設備の整備

## 3 スポーツ・レクリエーション

市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域スポーツの振興</li> <li>②スポーツ事業の運営</li> <li>③スポーツ団体等との連携</li> </ul>
(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①総合運動公園の整備</li> <li>②スポーツ施設の整備・充実</li> <li>③校庭・屋内運動場開放の推進</li> </ul>

## 第3節 文化

### 1 市民文化

地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が芸術や文化に触れる機会を確保します。

(1) 芸術・文化の振興	①参加機会や場の拡充 ②関係団体・人材の育成 ③公民館事業の充実
(2) 芸術・文化施設の整備	芸術・文化施設の整備

### 2 伝統文化・文化財

市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

(1) 文化財の調査・研究	文化財の調査・研究
(2) 文化財の保護・活用	①文化財の保護の推進 ②文化財の活用 ③関係団体・人材の育成 ④市民会館・公民館事業の充実
(3) 歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館の整備・充実



<水田学習>



<市民駅伝競走大会>

# 第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

## 第1節 産業

### 1 農業

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

(1) 農地の保全と生産基盤の整備	①農地の保全と有効活用 ②農業基盤の整備
(2) 魅力ある農業経営の推進	①農業の担い手の確保・育成 ②活力ある農業経営体の育成 ③農業生産の振興
(3) 時代のニーズに対応する農業の創造	①消費志向の変化に対応した作物への転換奨励 ②農のあるまちづくり ③地産地消の推進

### 2 商・工業

市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成するとともに、企業誘致を積極的に進めることにより、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。

また、地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。

さらに、事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

(1) 中小企業の体質強化	①資金融資制度の充実 ②商工会等との連携 ③産業の活性化 ④地場産業の振興 ⑤創業者への支援
(2) 商業の振興	①商業地形成に向けた計画的誘導 ②商店街活動への支援と地域経済の活性化 ③商業者への指導・助言の充実
(3) 工業の振興	①企業誘致の促進 ②異業種間交流の推進 ③工業地域の基盤整備

### 3 観光

新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

(1) 観光まちづくりの推進	①個性豊かな観光施策の推進 ②地域産業との連携 ③文化財の活用 ④魅力ある観光事業の推進 ⑤移動手段の確保 ⑥温泉施設の管理運営 ⑦狭山丘陵の活用
(2) 観光情報の発信	観光情報の発信

## 第2節 景観

### 1 都市景観

市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

(1) 魅力あるまちなみ 景観の形成	①市街地の景観整備 ②公共施設の景観整備 ③狭山丘陵景観重点地区の景観整備
-----------------------	---

### 2 水とみどりのネットワーク

残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

(1) 歩道・自転車道の整備	歩道・自転車道の整備
(2) 水辺空間の緑化	①河川緑化の推進 ②親水緑地広場の整備 ③多自然川づくりの推進

## 第3節 環境

### 1 自然環境

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全	①郷土のみどりの保全 ②農地の保全 ③生物多様性の保全
----------------------	-----------------------------------

### 2 公園・緑地

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

(1) 公園・緑地の整備及び維持管理	①計画的な公園・緑地の整備 ②身近な公園等の整備 ③総合運動公園の整備 ④既設公園等の機能充実
(2) 市民・事業者との協働	①協働による公園・緑地の管理 ②民有地の緑化推進

### 3 地球温暖化対策

低炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

(1) 地球温暖化の防止	①省資源・省エネルギー活動の推進 ②地球温暖化対策の推進
--------------	---------------------------------

#### 4 公害対策・環境美化

環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

(1) 水辺環境の保全	①水量確保対策 ②水質浄化対策 ③水辺の美化
(2) 生活環境の保全	①公害の未然防止 ②環境保全施策等の推進 ③市民意識の啓発
(3) 清潔で美しい環境づくり	①不法投棄防止 ②環境美化



<残堀川>



<大南公園>



<庁用電気自動車と急速充電器>

# 第6章 計画の推進に向けて

## 第1節 行政運営

様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者と市の連携・協力を努め、分権型社会にかなったまちづくりに取り組むほか、計画的な行政運営を推進します。

さらに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図るとともに、多様化する市民ニーズへ対応します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化を的確に捉え、持続可能なまちづくりに取り組みます。

あわせて、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を目的に、ICTの有効活用を検討します。

(1) 地方分権への対応	地方分権への対応
(2) 計画行政の推進	計画行政の推進
(3) 機能的な組織の形成	①新たな行政課題に対応する行政機構の確立 ②行政機構の弾力的運用
(4) 人事管理の適正化	人事管理の適正化
(5) 職員の資質向上	職員の資質向上
(6) 施策等の評価	施策等の評価
(7) ファシリティマネジメント(*12)等の推進	①ファシリティマネジメント等の推進 ②公共施設等の有効活用 ③大規模普通財産の活用
(8) 民間活用の推進	民間活用の推進
(9) 電子自治体の推進	電子自治体の推進

## 第2節 財政運営

限りある財源を有効に活用するため、行政評価制度を活用しながら最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、経常的な事務経費については施策や事務事業の見直しによる節減に努めるほか、政策的経費についてはスクラップ・アンド・ビルドを基本として、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。

また、自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進していきます。

(1) 適正な財政運営	①財源の計画的・効率的な運用 ②予算執行管理の効率化
(2) 財政基盤の充実	①自主財源の確保 ②依存財源の確保 ③受益者負担の適正化 ④基金の活用

## 第3節 広域行政

地方分権の進展に伴い、広域的な対応を迫られる事案が更に増加することが予想されるため、様々な分野において、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

(1) 一部事務組合の運営体制の強化等	一部事務組合の運営体制の強化等
(2) 近隣自治体との連携	近隣自治体との連携

(\*12)ファシリティマネジメント：組織が持つ施設とその環境を、総合的に企画、管理、活用する経営活動

# 第7章 国土強靱化地域計画

## 第1節 国土強靱化地域計画

### 1 国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や立川断層帯地震に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、本計画の策定にあわせて、本章を「武蔵村山市国土強靱化地域計画」（以下「本地域計画」という。）と位置付け、「前期基本計画」と一体的に策定します。

### 2 基本目標

基本構想で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組とあわせて、国土強靱化に関係する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本地域計画を推進します。

#### ◆武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

### 3 想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

【地震】 首都直下地震（東京湾北部地震、多摩直下地震）、立川断層帯地震

【風水害】 土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻

### 4 推進目標

本地域計画の基本目標の達成のために事前に備えるべき目標として、国土強靱化の推進目標を次の8項目と設定します。

- A 直接死を最大限防ぐ
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する
- C 必要不可欠な行政機能を確保する
- D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- E 経済活動の致命的な機能不全を回避する
- F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- G 制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ
- H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する



武蔵村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。